石川県公報

令和　８　年　11　月　10　日

第　１３９５７　号（火曜日）

毎週２回　火曜　金曜発行

目　　次

告　　示

○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定（厚生政策課）　1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定（　同　）　1
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出（　同　）　2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出（　同　）　2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の休止の届出（　同　）　2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の休止の届出（　同　）　2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出（　同　）　3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出（　同　）　3
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定（　同　）　3
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定（　同　）　3

公　　告

○公共測量実施公告（監　理　課）　4
○道路の位置の指定公告（建築住宅課）　4

正　　誤

○令和8.10.13第13949号中　5

告　　示

石川県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

名　　称	所　在　地	指定年月日
おりた内科クリニック　おなかとカメラと糖尿病　金沢院	野々市市御経塚１丁目445番地	令和８年８月１日
よしたけ薬局	小松市吉竹町３丁目306番地	令和８年８月１日
訪問看護ステーションおりーぶ	野々市市矢作１丁目120　SunnyDays110	令和８年９月１日
つばさこども医院	野々市市藤平田１丁目269番地	令和８年10月１日

石川県告示第349号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

名　　称	所　在　地	指定年月日

おりた内科クリニック　おなかとカメラと糖尿病　金沢院	野々市市御経塚１丁目445番地	令和８年８月１日
よしたけ薬局	小松市吉竹町３丁目306番地	令和８年８月１日
訪問看護ステーションおりーぶ	野々市市矢作１丁目120　SunnyDays110	令和８年９月１日
つばさこども医院	野々市市藤平田１丁目269番地	令和８年10月１日

石川県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

事業者名称	事業所			変更年月日
	名称		所在地	
有限会社いわ木	新	フラワー薬局ののいち本町店	野々市市本町４丁目８－５	令和８年９月１日
	旧	ののいちフラワー薬局		

石川県告示第351号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

事業者名称	事業所			変更年月日
	名称		所在地	
有限会社いわ木	新	フラワー薬局ののいち本町店	野々市市本町４丁目８－５	令和８年９月１日
	旧	ののいちフラワー薬局		

石川県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

名称	所在地	休止年月日
きくのや薬局	かほく市外日角ニ71番地１	令和８年９月１日

石川県告示第353号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の２の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を休止した旨の届出があった。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

名称	所在地	休止年月日
きくのや薬局	かほく市外日角ニ71番地１	令和８年９月１日

石川県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

名　称	所　在　地	廃止年月日
ケイ歯科	加賀市小菅波町２－80－１ ヴィラ・プレステージ加賀	令和８年８月31日
ウエルシア薬局羽咋南中央店	羽咋市南中央町キ154番地１	令和８年８月31日

石川県告示第355号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

名　称	所　在　地	廃止年月日
ケイ歯科	加賀市小菅波町２－80－１ ヴィラ・プレステージ加賀	令和８年８月31日
ウエルシア薬局羽咋南中央店	羽咋市南中央町キ154番地１	令和８年８月31日

石川県告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

氏　名	名　称	所　在　地	指定年月日
用　平　浩　祐	出張専業	野々市市押越一丁目123番地 コレクション101号	令和８年７月22日
渡　部　双　葉	フレアス在宅マッサージ金沢	金沢市古府３丁目148－３－101	令和８年９月15日
川　本　　圭	みろく鍼灸接骨院	能美市寺井町ロ87番地１	令和８年10月14日

石川県告示第357号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

氏　名	名　称	所　在　地	指定年月日
用　平　浩　祐	出張専業	野々市市押越一丁目123番地 コレクション101号	令和８年７月22日

渡　部　双　葉	フレアス在宅マッサージ金沢	金沢市古府３丁目148－３－101	令和８年９月15日
川　本　　圭	みろく鍼灸接骨院	能美市寺井町ロ87番地１	令和８年10月14日

公　　告

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、法務省金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

作　業　種　類	作　業　期　間	作　業　地　域
公　共　測　量 （不動産登記法第14条第１項地図作成）	令和８年11月１日から 令和９年３月31日まで	金沢市泉野町４丁目の全部 金沢市弥生１丁目、同２丁目、泉が丘１丁目、野町３丁目、泉野町３丁目の各一部

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第４号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和８年11月10日

石川県知事　山　野　之　義

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
輪島市河井町壱部24番の一部、25番の一部、26番１の一部、124番１の一部、124番２の一部、125番１の一部、125番２の一部、126番の一部、127番の一部、128番１の一部、132番１の一部、133番の一部、134番２の一部、134番３の一部、134番９の一部、134番乙の一部、135番の一部、136番の一部、137番２の一部及び農道の無籍地の一部	幅員　4.00m 延長　105.40m	輪島市二ツ屋町２字29番地 輪島市長　坂口　茂	令和８年10月28日
輪島市河井町壱部134番１の一部、134番４の一部、181番３の一部、181番４の一部、189番１の一部、190番甲１の一部、190番甲２の一部、191番１の一部、192番１の一部及び農道の無籍地の一部	幅員　5.00m 延長　46.90m	輪島市二ツ屋町２字29番地 輪島市長　坂口　茂	令和８年10月28日

輪島市河井町壱部29番１の一部、29番４から29番６まで、30番１の一部、30番３、31番１の一部、31番３、31番４、32番１の一部、32番３から32番５まで、34番甲１、34番２の一部、35番甲の一部及び農道の無籍地の一部	幅員　5.00m 延長　93.00m	輪島市二ツ屋町２字29番地 輪島市長　坂口　茂	令和８年10月28日
輪島市河井町壱部110番２、110番５の一部、111番の一部	幅員　5.90m 延長　32.30m	輪島市二ツ屋町２字29番地 輪島市長　坂口　茂	令和８年10月28日
輪島市河井町壱部57番２の一部、58番１の一部、58番３の一部、58番４の一部、58番７の一部、59番２、60番２、61番２、62番２、63番２、64番３、64番４、65番２、66番の一部、67番２の一部及び農道の無籍地の一部	幅員　8.00m 延長　46.80m	輪島市二ツ屋町２字29番地 輪島市長　坂口　茂	令和８年10月28日
輪島市河井町壱部27番２の一部、28番４の一部、29番１の一部、29番２、29番３の一部、30番２、31番２、32番２、33番２の一部、40番１の一部、40番２の一部、41番１の一部、41番２、42番１の一部、42番２、46番２の一部、46番３、47番２及び農道の無籍地の一部	幅員　8.00m ～10.40m 延長　56.60m	輪島市二ツ屋町２字29番地 輪島市長　坂口　茂	令和８年10月28日
輪島市河井町壱部26番１の一部、26番４の一部、26番５の一部、26番６の一部、33番１の一部、33番２の一部、35番１の一部、35番２、35番甲の一部、36番１の一部、36番２、38番１の一部、38番２の一部、38番３から38番５まで、39番１から39番３まで、40番１の一部、40番２の一部、44番の一部、51番の一部、53番の一部、54番１の一部、54番２の一部、54番３の一部、55番の一部、56番１の一部、56番２、57番１の一部、57番２の一部、58番２、58番３の一部、58番４の一部、58番７の一部、58番８の一部、131番の一部及び農道の無籍地の一部	幅員　10.00m ～15.50m 延長　135.10m	輪島市二ツ屋町２字29番地 輪島市長　坂口　茂	令和８年10月28日

正　　誤

令和８年10月13日発行の石川県公報第13949号中、正誤次のとおり

ページ	件　名	誤	正
2	保安林の指定予定の通知	加賀市山中温泉真砂町チ８の１、ト14の甲21、乙６	加賀市山中温泉真砂町チ８の１、ト14の甲21、14の乙６

発行人　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地　石　川　県
編　集　〒921-8002　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　㈱　共　栄　TEL(076)292-2236